

旭川医科大学謝金支給事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年9月30日学長裁定)

旭川医科大学謝金支給事務取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学謝金支給事務取扱要項（令和5年3月22日学長裁定）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す

改正後	現行																												
○旭川医科大学謝金支給事務取扱要項 令和5年3月22日 学長裁定 (略) (適用範囲及び基準単価) 第3 謝金の適用範囲及び基準単価は謝金単価表（別表）による額を限度として、予算の範囲内で定めることができる。<u>ただし、時間を単位として定める謝金の基準単価は、厚生労働省が定める最低賃金以上の額としなければならない。</u> (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年10月1日から施行する。</u> (別表) 謝金単価表 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th><th>区分</th><th>単価</th><th>消費税区分</th><th>所得税率</th><th>摘要</th></tr><tr><td>講演謝金</td><td>講演会、講演</td><td>特別講演</td><td>1回</td><td>51,000円</td><td>課税</td><td>10.21%</td></tr></table>	項目	内容	区分	単価	消費税区分	所得税率	摘要	講演謝金	講演会、講演	特別講演	1回	51,000円	課税	10.21%	○旭川医科大学謝金支給事務取扱要項 令和5年3月22日 学長裁定 (略) (適用範囲及び基準単価) 第3 謝金の適用範囲および基準単価は謝金単価表（別表）による額を限度として、予算の範囲内で定めることができる。 (略) (別表) 謝金単価表 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th><th>区分</th><th>単価</th><th>消費税区分</th><th>所得税率</th><th>摘要</th></tr><tr><td>講演謝金</td><td>講演会、講演</td><td>特別講演</td><td>1回</td><td>51,000円</td><td>課税</td><td>10.21%</td></tr></table>	項目	内容	区分	単価	消費税区分	所得税率	摘要	講演謝金	講演会、講演	特別講演	1回	51,000円	課税	10.21%
項目	内容	区分	単価	消費税区分	所得税率	摘要																							
講演謝金	講演会、講演	特別講演	1回	51,000円	課税	10.21%																							
項目	内容	区分	単価	消費税区分	所得税率	摘要																							
講演謝金	講演会、講演	特別講演	1回	51,000円	課税	10.21%																							

	習会等 における講師	一般講 演	1回	20,400 円			
教育・研 究、企画に 関する協力 謝金			1時 間	10,190 円	課税	10.2 1%	指示・助言 を含む
技術及び事 務協力者ま たはこれに 準ずるもの への協力謝 金			1時 間	1,260 円	不課税	月額表	
会議出席謝 金	本学で 開催す る会 議・委 員会に 学外者 等が出 席した 場合	経営協 議会及 び学長 選考・ 監察会 議 上記以 外	1回	20,000 円	不課税	月額表	
			1回	15,000 円	不課税	月額表	
解剖体謝金	解剖体 の提供 遺族等 に支払 う	協力謝 金 啓蒙活 動協力 謝金	—		不課税	0%	予算の範囲 内で都度算 出
			—		不課税	0%	予算の範囲 内で都度算 出
病理解剖謝	病理解	祭祀料	1件	17,000	不課税	0%	

	習会等 における講師	一般講 演	1回	20,400 円			
教育・研 究、企画に 関する協力 謝金			1時 間	10,190 円	課税	10.2 1%	指示・助言 を含む
技術及び事 務協力者ま たはこれに 準ずるもの への協力謝 金			1時 間	1,100 円	不課税	月額表	
会議出席謝 金	本学で 開催す る会 議・委 員会に 学外者 等が出 席した 場合	経営協 議会及 び学長 選考・ 監察会 議 上記以 外	1回	20,000 円	不課税	月額表	
			1回	15,000 円	不課税	月額表	
解剖体謝金	解剖体 の提供 遺族等 に支払 う	協力謝 金 啓蒙活 動協力 謝金	—		不課税	0%	予算の範囲 内で都度算 出
			—		不課税	0%	予算の範囲 内で都度算 出
病理解剖謝	病理解	祭祀料	1件	17,000	不課税	0%	

金	割の依 頼を受 け支払 う			円			
チューター 謝金	外国人 留学生 への特 別指導	大学院 生 学部学 生	1時 間 1時 間	3,000 円 2,500 円	不課税 不課税	月額表 月額表	
課外補講謝 金 (日本語)	外国人 留学生 への特 別指導	教員 大学院 生 学部学 生	1時 間 1時 間 1時 間	4,000 円 3,000 円 2,500 円	不課税 不課税 不課税	月額表 月額表 月額表	
課外補講謝 金 (基礎・専 門科目)	外国人 留学生 への特 別指導	大学院 生 学部学 生	1時 間 1時 間	3,000 円 2,500 円	不課税 不課税	月額表 月額表	
原稿作成謝 金	広報誌 等の原 稿等の 作成	日本語 外国語	1字 1語	4円 15円	課税 課税	10.2 1% 10.2 1%	
原稿校閲謝 金		日本語 外国語	1字 1語	2円 8円	課税 課税	10.2 1% 10.2 1%	
翻訳謝金		外国語 →日本 語	1語	10円	課税	10.2 1%	

金	割の依 頼を受 け支払 う			円			
チューター 謝金	外国人 留学生 への特 別指導	大学院 生 学部学 生	1時 間 1時 間	3,000 円 2,500 円	不課税 不課税	月額表 月額表	
課外補講謝 金 (日本語)	外国人 留学生 への特 別指導	教員 大学院 生 学部学 生	1時 間 1時 間 1時 間	4,000 円 3,000 円 2,500 円	不課税 不課税 不課税	月額表 月額表 月額表	
課外補講謝 金 (基礎・専 門科目)	外国人 留学生 への特 別指導	大学院 生 学部学 生	1時 間 1時 間	3,000 円 2,500 円	不課税 不課税	月額表 月額表	
原稿作成謝 金	広報誌 等の原 稿等の 作成	日本語 外国語	1字 1語	4円 15円	課税 課税	10.2 1% 10.2 1%	
原稿校閲謝 金		日本語 外国語	1字 1語	2円 8円	課税 課税	10.2 1% 10.2 1%	
翻訳謝金		外国語 →日本 語	1語	10円	課税	10.2 1%	

		日本語 →外国 語	1字	15円	課税	10.2 1%	
※特別講演：記念式典等における記念講演的な性格を有し、かつ、特別なテーマで著名人に依頼した場合 一般講演：特別講演謝金以外のもので、講師として専門的なテーマで依頼した場合 (1) 上記による単価表によりがたい場合は、他の根拠に基づいて算出することができる。 (2) 著名人等に対しては、社会通念の慣行料金等を参考として算出することができる。 別紙様式1～7（略） 【改正理由】 謝金単価の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。							

		日本語 →外国 語	1字	15円	課税	10.2 1%	
※特別講演：記念式典等における記念講演的な性格を有し、かつ、特別なテーマで著名人に依頼した場合 一般講演：特別講演謝金以外のもので、講師として専門的なテーマで依頼した場合 (1) 上記による単価表によりがたい場合は、他の根拠に基づいて算出することができる。 (2) 著名人等に対しては、社会通念の慣行料金等を参考として算出することができる。 別紙様式1～7（略）							